



新羅人の「対馬」侵入事件:弩兵の働きを中心に

三間, 重敏

(Citation)

兵庫地理, 27:67-79

(Issue Date)

1982-03

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002327>



新羅人の「対馬」侵入事件

—弩兵の働きを中心に—

三 間 重 敏

1. は じ め に

「居る所絶島、方400余里ばかり。土地は山陰しく、深林多く、道路は禽鹿の徑の如し」と古書に載る対馬、「対馬の嶺は 下雲あらなふ 上の嶺に たなびく雲を 見つつ偲ばも」と古歌に詠まれた対馬、名琴の材となる梧桐が繁茂した結石山の存在する対馬、その対馬は今日もなお88パーセントが樹林でおおわれ、大小100余島の中には千古斧を入れない原始林を残し、珍しいオジロワシの飛来する自然環境をとどめている島である。

朝鮮半島の南端の釜山から僅かに53キロメートルの隔りをもつ上対馬では、晴天の日にくっきりと大陸の姿が望見されるという。指呼の間を望む半島を前にした上対馬は、風向によって波長の長い音を半島から聞きとれる所でもある。今から、1140年前の承和9年8月、上県郡竹敷崎に勤番した防人達が新羅国内で行なっている軍事演習の鼓声を聞いた、という記録が正史に残されている。それほど対馬と半島との距離は短い。

一方、下対馬の厳原から壱岐経由の福岡まで147キロメートルあり、その丁度中間が壱岐である。従って、対馬は九州と半島との間に存在するが、九州よりもより大陸に近い地理上の位置を占めているのである。このような地理上の条件は必然的に大陸の文化の影響も大きく、その実状は対馬で発掘された縄文・弥生時代の先史遺跡からの出土物によって知られる。

永留久恵氏著作の『対馬の文化財』によれば、上県町の越高遺跡から韓国の東三洞遺跡出土の最古層の隆起文土器と同じ縄文早期末に当る黒褐色磨研土器が発見され、又浅海湾の水崎海底遺跡から朝鮮の櫛目文土器が縄文中期層より出土している。殊に、浅海湾沿岸には弥生中期から古墳時代にかけての遺跡が数多くみられ、その中には新帝国を建設し符命政治で終始した王莽時代の貨泉が出土している。ということは、対馬が朝鮮諸国のみならず、漢との交流のあったことを示す材料を提供しているのであり、倭人の活動を知る上で貴

重な資料である、という。

大陸とわが国との文化のかけはしとなった対馬は、常に平和な歴史過程を踏んだわけではない。その歴史は半島の大国新羅とわが律令政府との間にあって、大宰府管轄下の第一線として緊張度の最も高い星霜の連続であった。平和な交易も事情が変れば、戦争に発展して彼我の血生臭い殺戮の場となる。それは対馬島民の好むと好まざるとに拘わらず、大陸の1国家の思惑・便益とわが国のそれとの関連々係によってひきおこされる。早い話が蒙古の襲来である。東大寺尊勝院蔵本の蒙古国牒状によれば、フビライは「相通好せざるは豈一家の理ならむ哉。兵を用ふるに至るは夫れ孰か好む所ぞ。王其れ之を凶れ」といった調子で、高圧的にわが国に返牒を求めた。屈辱のと怒った鎌倉幕府の感情が、外交関係の決裂となり、日元間の争いに発展した。ここに対馬は、元・高麗連合の900艘の総兵力 40000人の侵略をうけ、宗助国率いる80余騎の戦死という悲劇を味わっている。対馬はこの文永の悲劇を体験する155年前に、女真族刀伊の賊船50余隻の来襲をうけ、島民の残虐な殺害という被害を蒙っているのである。それは恰も、エーゲ海の出口を扼し地中海貿易の利益を独占して発展したクレタ島がその通商路上の要所に存在したために、軍事大国のビザンチン帝国・ヴェネチア・イギリス等の戦略基地としてその支配下に置かれたことに似ている。

では、東西の海上ルートと南北の大陸通商ルート上に位置する対馬のうけた寛平事件を考えたい。

2 新羅賊徒の対馬侵略

日本の歴史上、その規模といい計画といい又職業軍人の指揮下において、異民族の侵略をうけた事件としては九世紀末にみられる新羅の対馬侵略を見逃すことはできない。さて寛平六年の対馬事件については、後の語り草になったらしい。右大臣藤原実資(957～1046)の日記『小右記』寛仁3年4月24日辛亥の条には

寛平6年新羅凶賊時宣命、野美材自筆草、慮

外尋得、今般無指御祈、太以懈怠。仍宣命送源大納言許、為令覽而殿、書写送四条大納言、為令見宣命趣之太優。

報云、美材文華拔群者也、見菅家集者。

とみえる。これは、女真賊の来寇に当り実資が曾ての新羅賊徒による対馬來侵事件で作成された小野美材自筆宣命草案を見出し、この草案を大納言源俊賢に送り兩殿即ち前太政大臣入道の藤原道長と摂政・内大臣藤原頼通の二人に覽せるため、大納言藤原公任にコピーを送ったことを述べたものである。日記文から窺えることは、寛平6年事件時に作られた小野美材の宣命文が当時の政府要人達にかなり感銘を与えた内容であったことである。菅家集にみえるという美材は、有名な小野篁の孫で、仁和2年(886)に文章得業生となり、事件発生の2年前の寛平4年に対策試験に合格した秀才であった。美材の宣命草から寛平事件^Dを知ること、今日その文が残っていないところからあきらめざるを得ない。しかし、幸にも延暦寺の皇円が著わした『扶桑略記』に、太宰府日記を引用しているので事件の概要を掴むことができる。そこで、『扶桑略記』の中にみえる関係部分を次に引用しよう。

9月5日、対馬島司、言新羅賊徒船45艘到着之由。太宰府、同9日進上飛駈使。同17日記日、同日卯時、守文室善友、召集郡司士卒等、仰云、汝等若箭立背者、以軍法將科罪。立額者可被賞之由言上者。仰訖、即率列郡司士卒、以前守田村高良令反問。即島分寺上座僧面均、上県郡副大領下今主、為押領使、百人軍各結廿番、遣絶賊移要害道。豊円春竹、率弱軍40人、度賊前。凶賊見之、各鋭兵而来向守善友前。善友立楯、令調弩、亦令乱声。時凶賊随亦乱声。即射戰、其箭如雨。見賊等被射并逃帰、將軍追射。賊人迷惑、或入海中、或登山上、合計射殺302人。就中大將軍3人、副將軍11人。所取雜物、大將軍縫物、甲冑、貫革袴、銀作太刀、繼引、革胡錄、宛夾、保呂、各1具、已上付脚力多米常繼進上。又奪取船11艘、太刀50柄、杵1000基、弓110張、胡錄110房、楯312枚、僅生獲賊1人。其名賢春、即申云、彼国年穀不登、人民飢苦、倉庫悉空、王城不安。然王仰為取穀絹。飛帆参来。俱所在大小船100艘、乘人2500人。被射殺

賊、其数甚多。但遣賊中、有最敏將軍3人、就中有大唐1人。

米 米 米

9月5日、対馬の島司、新羅賊徒の船45艘到着の由を言す。太宰府同9日に、飛駈の使を進上す。同17日の記に曰はく、「同日卯の時、(島)守文室善友、郡司・士卒等を召集し、仰せて云はく、『汝等もし箭を背に立つるならば、軍法を以て罪を科さむ。額に立つるならば、賞めらるべきの由言上す』てへり。と。仰せ訖りて、即ち郡司・士卒を率列ね、前の(島)守田村高良を以て反問せしむ。即ち嶋分寺の上座の僧面均、上県郡の副大領下今主を、押領使となす。100人の軍(兵)を各々20番に結み、賊の要害に移る道を絶たむがために遣はす。豊円春竹、弱軍の40人を率い、賊の前に渡る。凶賊これを見て、各々兵(器)を鋭びて守の善友の前に来り向かふ。善友楯を立て、弩を調へしめ、亦乱声せしめる。時に凶賊随ひて亦乱声す。射戦に即くに、その箭雨の如し。賊等射たれて逃帰るを見て、將軍追ひ射つ。賊人迷惑ひ、或るものは海中に入り、或るものは山の上に登る。合はせ計ふるに射殺されるもの302人なり。中に大將軍3人、副將軍11人あり。取る所の雜物は、大將軍の縫物・甲冑・貫革袴・銀作りの太刀・繼弓・革胡錄・宛夾・保呂各々1具、已上を脚力多米常繼に付して進上す。奪ひ取りしは船11艘・大刀50柄・杵1000基・弓110張・胡錄110房・楯312枚にして、僅かに賊1人を生けどるのみ。その名を賢春といふ。即ち(賢春)申して云ふに、『彼の国年穀登らず、人民飢え苦しむ。倉庫ことごとく空にして、王城安かならず。然るに王仰せて穀・絹を取らんとす。(ここによりて)帆を飛ばして参り来る。但し在る所の大小の船100艘にして、乗りたる人2500人なり』と。射殺される賊、その数甚だ多し。但し遣れる賊の中に、最敏將軍3人あり、中に大唐の1人あり」と。

太宰府日記の賢春談から新羅賊徒の来侵理由が、穀物の不作と新羅王の徴税強化による苦しみに堪えかねた羅人の自救行為によるものであったと云える。人民から穀・絹の徴収をして生活苦から他国侵略へ人民を駆りたてせた新羅王は一体誰か。

『三国史記』所収の新羅本紀を繙くと、始祖赫居世居西干から数えて、51代の真聖王に当たっている。長兄の憲康王時代（875～886）には、豊作続きで人民の生活が向上し茅葺屋根なくみな瓦葺で、炊飯に薪を用いず炭を以てした、という好景気の世であった。新羅全盛時は、憲康王の時代であるといわれる³⁾。

ところが、憲康王のあと弟の定康王の治世に入ると「国西旱且荒」といった天災があり、王は1年にして薨ずるや即位したのが妹の真聖王だった。時に、仁和3年（887）で寛平6年を遡ること7年であった。女王は角干魏弘と通じこれを寵愛し、魏弘がなくなると少年の美丈夫兩3人を要職につけて国政を乱した。賄賂は公然となり賞罰は公平でなく、剩え連年の旱の為国内の諸州郡から貢賦が滞り、国家財政の逼迫を来たという。ここに盜賊が各地で起り、京の周辺も賊の劫掠を許す治安の紊乱がみられるに至る。わが寛平9年（897）夏6月、女王は百姓の困窮を悟り、11年間の施政不手際を認めて讓位を決意する破目に追い込まれる。憲康王時代の天下太平は10年を俟たないで乱世の到来に変わってしまうのである。しかも、盜賊の蜂起に歩調を合わせて憲安王の庶子弓裔が北原の賊梁吉の協力を得て、新羅東部の酒泉・奈城・鬱鳥・御珍の諸県を支配下におく一方、武州の甄萱が新羅西南部の州県をこれまた支配するという具合に、国内は全く実力者の跋扈跳梁の場と化した。

わが対馬に來侵した賊徒は、国内で横行する盜賊と不良官憲の圧政を逃れてきた人々が多かったらしい。賢春の自白内容から、上記の様な新羅内部の事情が知られるのである。しかし、來寇した新羅賊徒が本土における生活困窮から逃れる為に遙々対馬に船を進めたものとはばかり、信じるわけにゆかない材料が見出される。即ち、大唐の最敏將軍をはじめとして、大將軍・副將軍合わせて14人の職業軍人と夥しい数の兵器が、捕獲兵器の目録に記されていることである。

新羅賊徒の散発的な日本來侵は、真聖王7年に当るわが寛平5年5月から始まっている。『日本紀略』によれば、5月11日に新羅賊徒が肥前国の松浦郡に侵入し、閏5月3日に到達した太宰府発遣の飛驒使報告に基くと、肥後国飽田郡内の人宅が焼かれたという被害を出している。ついで翌

6年3月、賊徒は九州北部の辺島を侵しているという飛驒使報告を載せている。4月になって辺島の1つ対馬の來寇を太宰府が上奏したので、政府はとり急ぎ伊勢・石清水等12社に奉幣使を送り、無事の祈願を行なっている。あわただしい日羅關係の悪化を改善する為、政府が打った手段が防人の復活であった。太宰府防衛の府兵50人を割いて対馬に配属する方針が定まり、早速実行にうつされた。従って、対馬嶋の防人は嶋人と府兵の混合編成になるものであったことが知られる。後述する島守善友指揮下で防戦に力めた弩兵は、太宰府派遣の選抜された府兵でなかったかと思われる。

とも角、対馬嶋の防衛体制は、善友が卯の刻限の早朝に郡司・士卒等を非常呼集をかけているところから、島守に伝達する緊急連絡網が完備していた状況が窺われる。当時の連絡網は嶋北部の山から順次南に送られる烽燧網を通して嶋府の善友にいち早く伝えられるものであった。所謂、烽燧とは、夜間の緊急通信としてあげる狼煙を「烽」といい、昼間のそれを「燧」という。この緊急通信制は『唐軍防令』を継受したもので、養老軍防令76条文中の11ヶ条が烽燧の規定で占められている。現存する養老軍防令第67条には

凡烽、昼夜分時候望。若須放烽者、昼放烟、夜放火。其烟尽一刻、火尽一炬。

とみえ、『令義解』は炬を束薪であるという。対馬の烽について、永留久恵氏の説明をここに引用しよう。

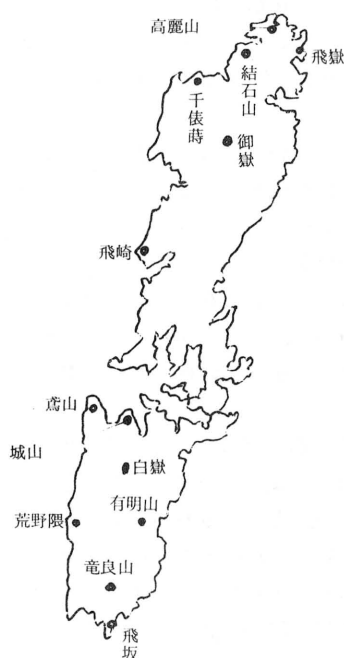
〈烽〉というのは、夜間連絡の施設として、火台に炬火を揚げるもので、火串を八尺の高さにあげた。火串は鉄製の籠で、それに乾草と肥松を入れたものである。中国では烽台が設けられているが、日本では展望のきく山に設置して、山から山へリレーしたもので烽をトブヒと訓んだのは、まさに飛火にちがいない。（中略）対馬で烽が置かれた所は、佐護の千俵蔭、御嶽、白嶽、荒野隈（椎根）、竜良山と続き、（中略）『対馬島誌』は鰐浦の高麗山、大浦の撃方山、河内の結石山、西泊の飛嶽、黒瀬の城山、府内の有明山にも烽があったと記している。筆者はこの外に、木坂の飛崎、尾崎の鳶山、内院の飛坂という地名⁴⁾は、「とぶひ」の遺称ではないかと見ている。いま永留氏の説明を参考にして烽の設置場所を

求めると、第一図の如く古代の復原烽網ができあがる。この復原烽網から、我々是对馬全域が常に臨戦下におかれた辺境の重要軍事地帯であったことを知り得る。

さて、善友が非常呼集をかけている卯の刻限は上記した緊急連絡通信網に基くものと関わるものである。従って、陰暦9月の日出(卯刻)前の通信は炬の使用によるものと思われる。太宰府日記により、新羅賊徒の来寇は失敗に帰したことがわかる。賊徒が調達した船は100艘近くで、その半ばの45艘が対馬上陸に活用された。又賊徒が動員した人数は2500人近くで、動員人数の半ばが上陸したものと仮定すれば、1200人余の賊徒が対馬に侵入したことになる。日記にみえる「射殺される賊、その数甚だ多し」という数は、同日記から302人であった。ところが、太宰府発遣の飛騨使報告で政府が確認している人数には100人の誤差が生じている。即ち、『日本紀略』寛平6年9月19日戊寅条には

大宰府飛騨使言上、打殺新羅賊200余人。とみえ、又、『北山抄』巻第4、拾遺雜抄下、飛騨事には

寛平6年9月18日子2刻、太宰飛騨使来、19日戌2刻、飛騨使来、言上打殺新羅賊類200



第1図 古代の復原烽趾

余人之由云々。寅4刻、召先後飛騨使於陣頭、給白袷各一条。縁其早来也。1人給勅符、1人給位記等、還遣之。

とみえている。両資料に共通する「打殺新羅賊200余人」から、太宰府日記の「302人」は「202人」の誤まりであり、『扶桑略記』の書写過程で生じたものと推定される。そして、両資料に残る「余人」は、日記に残る対馬島守の現況報告を飛騨文に記す際に改めた文字であると推定される。かくみると、9月17日の戦闘では上陸賊徒1200人余中の6分の1がわが防衛軍の決死の活躍で殺害されたことになり、まさに「その数甚だ多し」にふさわしい日記の裏付けといえよう。17日の戦闘で殺されずに逃れた賊徒1000人余のうち20人が島から脱出できず、17日以後の残敵搜討作戦で発見され殺された。それは19日の太宰府飛騨使の到着から11日後にもたちされた飛騨使報告によって分かる。『日本紀略』同月30日己丑条に

大宰府飛騨使来、言上打殺新羅賊20人之由。とある記録に基き、大戦闘以後の事情が窺知されよう。爾後、新羅賊徒の殺された公式記録がない。10月6日乙未の記録では

太宰府飛騨使、奏新羅賊船退去之由。

とあるところから、来侵賊徒の船は10月4日頃まで対馬沖を游弋していた事実が明らかとなる。一体、賊船の游弋する理由は何であったのだろうか。対馬侵略の主力軍は、6戦部隊に編成されていたようである。これを推測させる材料に、戦死した大將軍3人と逃亡した最敏將軍3人があったこと、これら將軍を補佐する副將軍12人中の11人が戦死していることによる。この推測に誤まりがなければ、侵略軍の中樞を占める將軍の半ばが第1回の戦闘で喪失し、頼みとする副將軍がただ1人という状況下で第2次侵攻作戦の計画がたてられなかったと考えられる。加うるに、応戦の対馬防衛の日本軍が寡兵力ながら果毅に立働き、敏速且つ適切な行動を採った結果を、最敏將軍連中が充分計算していたものと推察できるのである。従って、賊船の游弋が半月余に亘る理由を別に求めるとなると、上陸した新羅人の収容の為に沖合近くに留まったとみるべきではあるまいか。

では、推定1200人余の侵入賊徒を敗走させた防衛軍は、どのような作戦を展開したのかふりかえ

ってみる必要があろう。この問題を次に検討してみよう。

3. 漢代の連弩射法と善友の作戦

防衛日本軍の勝利の一因は、緊急時の作戦として採った島守文案善友の軍事行動に求められる。善友は賊徒の上陸する前のあわただしいさ中であって郡司と兵卒を召集し、彼等に賊の矢を背にうけた者はく戦場離脱者として、軍法で重科に処すること、しかし、額に矢をうけた者はく防戦功労者として、恩賞を与える確約を伝え、防衛戦士の結束を厳しく命じ、前任島守の意見を聞いている。そして、前守田村高良の意見に基く善友の作戦は、対馬嶋分寺の上座である僧面均と上臈郡の副大領である下今主を押領使に任ずる非常体制であった。指揮系統の決定をふまえて、善友は100人の防人を20番編成の小隊制に組織し、賊徒の進入経路を遮断するため重要地点に配置した。そして、陽動作戦上、豊円春竹が弱兵40人を引率して賊徒の真正面に立ちふさがった。この40人の兵は先の小隊に編成された精兵と違って、兵役勤務の体験が浅い若い兵を指すのであろう。或は、

剣戟者交戦之利器、弓弩者致遠之勁機。
ともいわれるから、飛道具の弓弩所有の兵を白兵戦用の兵と区別した呼称とも考えられ、短兵の剣を携行した軍兵を「弱兵」といったのかも知れない。この陽動作戦は運よく見事な効果をもたらした。即ち、目前に姿を見せる春竹軍を見つけた賊は、みんなきつさを揃えて主力部隊を率いる善友の前面に突進してきた。好機を見計り善友は「楯を立て、弩を一斉射撃させ」た。同時に又喊声をあげさせた。防衛軍の喊声を聞いた賊も負けてはならじとこれまた喊声をあげる。これより彼我の射撃戦に入り、飛び交う箭は雨の如く凄じいものであった。賊が負傷しひるんで後退する様子を見て將軍(善友)が追撃したので、あわてふためいた逃走の賊は海に跳び込むもの山上に攀じ登るものが続出し、射殺されたものが302人にものばった、という。

賊に甚大な損害を与え戦果をあげたこの一戦は、現存する資料からこれ以上の具体的内容について知ることができない。残された乏しい資料から対馬嶋防衛軍の戦勝要因を考えてみると、異国に最も近接する地理的位置に対馬が存在した為、常に臨戦体制下におかれるという軍事上の特殊な事情

があったこと。次に、新羅海賊船の頻繁な游弋があった為、賊徒の上陸に備えて非常体制が徹底し適切な戦闘訓練が施されていたこと、があげられよう。いまひとつ考えられるのは、貞観12年(870)8月に弩師を復活して以来、防衛体制を強化して準戦時下におかれるという副次要因があったことである。

対馬における準戦時体制を窺わせることは、第1に賊徒到着日の卯刻に島守が郡司・士卒を非常呼集している事実に基く。陰暦9月の晩に士卒の召集が完了しているのは、日頃の呼集訓練が徹底していた為であり、又呼集命令を出す為に監視を怠らなかった防人による緊急連絡が早かったからであろう。第2に島守が士卒に軍律を強調していることである。第3に島守が前守の意見を聴取して押領使の任命と作戦上の結番制を採用していることである。現任島守が前守の意見をきくのは、単に儀礼上の問題でなく、前守の体験と過去の島守からうけつた豊富な知識の吸収の為であり、作戦遂行に萬全を期する上に必要な人事の決定及び軍事行動の適格な判断を下すためである。事実、善友が採った陽動作戦は成功し、賊徒を大敗させ多量の捕獲品をもたらした。

そして、殊にこの様な要因をふまえて決定的な勝利を導いた原因が実は連弩射法の採用であった。資料に残る「善友立楯令調弩」の記述は僅かながら、その実体は前漢時代に採用された弩運用の兵法の一つを示唆するものなのである。

漢代の連弩射法については、『漢書』巻54の李陵伝がここで参考となる。

天漢2年、…陵至浚稽山、与单于相直、騎可三万围陵軍。軍居兩山間、以大車為營。陵引士出營外為陣、前行持戟盾、後行持弓弩。令曰、「聞鼓声而縦、聞金声而止」。虜見漢軍少、直前就營。陵博戰攻之、千弩俱発、応弦而倒。虜還走上山。漢軍追撃、殺数1000人。(中略)南行至山下、单于在南山上、使其子将騎撃陵。陵軍歩闘樹木間、復殺数1000人、因発連弩射单于。单于下走。

米 米 米

李陵は、天漢2年(前99)、軍を浚稽山まで進めた時、单于麾下の主力軍と遭遇し、30000の騎兵に囲まれた。この折、李陵は軍兵を軍營の外に配置して防衛陣を施き、陣

の前面には戟兵と盾兵を以て守らせ、後面には弓兵と弩兵で固めた。李陵軍の兵力が少数と侮って単于軍は防衛陣の前に進んで来たので、李陵は5000人の歩兵中に編成された弩兵1000人に一斉射撃を命じ、単于軍の前進を阻み多数の兵士を殺した。(中略)その後、李陵は南下して単于が布陣する浚稽山の麓に軍を進めたところ、単于は麾下精鋭の騎兵をくり出して漢軍を攻撃した。そこで、李陵の軍兵は樹林の中で応戦し、またまた数1000人の匈奴兵を殺した。戦局の好転をうまく掴んで漢軍は単于目がけて連弩射撃を浴びせたため、単于は守備陣を解いて遁走した。

寡兵で以てよく匈奴軍を敗走させたのは、他ならぬ連弩射撃の効果によることで、この李陵伝の記述から知ることができる。では、少数の軍が大勝を博するに異常な威力を発揮した連弩射法とはどのような兵法をいうのであろうか。いま諸学者の解説をみると、服虔は

30弩共1弦也。

といい、張晏は

30弩共1臂也。

といい、顔師古は張晏の解釈に賛同している。一体、連弩の言葉は『史記』秦始皇紀37年11月、始皇帝が会稽山に登り属を祀り、南海に望む所に石碑を立て秦の徳を頌えて後の帰途、琅邪で方士の徐市が数年長生薬を求めて公費を無駄にし処罰を恐れて偽の発言をした中に、次の如くみえる。

蓬萊藥可得。然常為大鯢魚所苦、故不得至。

願請、善射与俱、見則以連弩射之。

詳しいことは分らないが、「連弩」とは引金を引くと1時に30本の弩矢が飛出す仕組の弩を指すらしい。弩弓の弦を引掛ける牙を保護する郭(引金装置)は、漢以後に木製から青銅製の大夫な材料に変わった、というのが考古学の通説である。とすれば、徐市の言葉は怪しくなる。何故ならば、30本もの弩矢の発射に堪え得る郭が、漢以前の秦時代に成立している筈がないからである。尤も服虔や師古がいうように、一触30発の弩を連弩とするがどのような形をいうのか不明である。

李陵伝の記述から知られる点は、弩射戦法には楯と弩の組合せが布陣の基本になっていることである。李陵は1000弩の一斉発射により、圧倒的数の匈奴軍の敗走を引起している。この1000弩

一斉発射と連弩発射とが、どのような相違であるのか考査する必要があるだろう。

そこで、『漢書』巻70 陳湯伝の記述を例にとろう。建昭3年(前36)、陳湯は延寿と共に西域に赴いた。湯は沈着勇猛で策謀に丈けた人物であった。その陳湯が延寿に謀って言った。

西域本属匈奴、今郅支单于、威名遠聞、侵陵烏孫・大宛。…郅支单于雖所在絶遠、蛮夷無金城、強弩之守、如発屯田吏士、改従烏孫衆兵、直指其城下、彼亡則無所之、守則不足自保、千載之功、可一朝而成也。

そして、2人は郅支城に迫った。城の目前3里の所に布陣すると、匈奴軍の100余騎が漢軍の屯営目指して攻撃をかけてきた。営中では弩機を揃えて発射したので、匈奴の騎兵は後退した。そこで、漢軍が攻撃に転じ城を取囲んだ時、前面には

楯の兵士を配し後方には戟弩の兵士を置いて、城内の監視塔上の匈奴兵を攻撃したところ、匈奴兵は弩の威力に恐れて遁走したという。下から遙か上方の相手を攻撃することは大変効果が少なく且つ損害の多い不利な戦いである。しかも、狭い望楼上の敵を倒すのは極めて命中率が低い。一方、上方の敵から発射した矢は遮蔽物のない味方にとって命中率が反対に高い。だから、敵の射撃の間隙を縫って弩を用いる為には、どうしてもタイミングよく操作をする楯持ち兵士の協力が必要となる。ここに両者の呼吸がうまく合ってはじめて弩使用の効果がでてくる。と同時に、弩射には何よりも楯の防禦が不可欠であった。

西域に遠征した陳湯・延寿の漢軍が勝利を得たのも、実は弩兵と楯兵の綿密なチームワークの賜であり、それは又日常の弩射訓練の結果に基くものとみねばなるまい。弩と楯のチームワーク戦法に一定の人数制限を加えてしかも作戦行動の効果を規定づけているのが、30人を1チームとする弩射戦法であり、この弩射戦法を連弩射法といったのではあるまいか。一弩から数矢を発射する機を連弩と解するならば、その様な弩を作戰用に量産することは技術上困難と思われる。むしろ、1矢づつ確実に目標を定めて発射する通常の弩の方が、西域遠征用にふさわしい。数矢発射の弩は携帯用とみるよりも、首都や重要拠点の防備用に使う方が適切であろう。この様にみえてくると、連弩が数矢発射の弩に規定せず、通常の弩を連ねて規

則正しく一斉射撃する連弩射に用いる表現が多かったものと考えられる。そして、30人1チームの弩兵活動が、連弩射と何か深い関係があるらしい事例がいま1つある。

その事例とは、西域の烏孫攻撃に投入された特別レインジャー隊の活動を記した『漢書』巻70の段会宗伝中にみえる。話はこうである。曾て会宗は烏孫に派遣されて、末振將を擁立して烏孫国の大乱を治めたことがあった。その後、末振將に不穏な行動がみえたので、元延中（前12～前19）に会宗が起用されて末振將太子の討伐に向かった。会宗は大軍が烏孫国に入るのを良策と思わなかったため、より拔きの精兵30人に弩を携行させる特別攻撃隊を編成し、これを烏孫に潜入させ無事任務を遂行したという。『漢書』には、会宗の戦功を讃えて「輕兵を以て深く烏孫に入り、即ち（太子）番兵を誅す」とみえる。選抜された精兵が「輕兵」といわれるのは、重装備の兵でなかったことを物語っている。輕兵とは、作戦行動に敏捷でチームワークに富む鋭兵をさす。その携帯兵器は操作上緊急性に欠けしかも重量のある数矢発射の弩とはどうしても考えられない。やはり、通常の弩或は手弩といわれるものであったであろう。特別攻撃隊員は、弩射技術のエキスパートであって、恐らく積弩將軍か強弩將軍麾下の精兵で、30人1チームの弩部隊中の成績抜群の持主であったと推定される。

この様に漢代には、西域遠征軍に優秀な弩兵を多数送りこんでいる所から、軍事制度はよく整備をみたことは誰しも疑をもちないであろう。そして、実戦と研究を通しての優れた兵法書が生まれた。『漢書』芸文志に残る「望遠連弩射法具」の書も、今日我々が知り得る弩射戦法に関する兵法書名である。この書は15篇存在していたことは確認できるが、その内容がどんなものであったかは全く不明である。ただここでは、その書の中に弩兵30人1チームによる弩射戦法だけは、李陵伝・陳湯伝・段会宗伝の記述から推断して差支えなからうと思う。

弩兵の集団戦法は漢の文化制度をつぐ後漢に採用され、更に三国時代の魏・蜀に利用されたと思われる。30人1チーム¹³⁾の連弩法は、『後漢書』光武帝紀にみえる有名句

積弩乱発、矢下如雨。

にも採られた事実の投映とも考えられるが定かでない。しかし、『魏志』巻8、公子孫度伝に
為発石連弩射。

とみえる記述に、漢代の弩射戦法の継受を暗示しているように思われる。

さて、善友の採った戦法には、上述してきた漢代の弩射戦法が三国時代を経て六朝に伝わり、隋唐帝国の軍制に受容されたため、唐制を模倣したわが軍制に採用されたものである。連弩戦法を結番制と弩・楯のチームワークの中に投映されているものと推定してみるのだが、如何なものだろうか。

4. 寛平年間の弩師補任と弩師の職掌

前項で検討してきたところは、対馬の防衛軍は寡兵以てよく侵入した新羅賊徒を敗走させた要因に漢代以来の連弩射法を用いた適切な善友の指揮が功を奏した内容であった。しかし、ここでもう1つ考慮を要することは、如何に善友の指揮が良くても、弩操作が下手な防人の活躍では勝利は望めなかったということである。ということは、弩操作に堪能な弩師の指導が勝利の決定的な要因であることに注意を向けねばなるまい。弩師については旧稿を発表している¹⁴⁾ので、詳細はそれに譲りたいが、その後の知見をここで述べてみたい。¹⁵⁾

古代律令制度の下で、「師」の名称を持った技術者には、陰陽師・画師・歌師・舞師・笛師・五楽師（唐・高麗・百濟・新羅・伎）・腰鼓師・算師・挑文師・医師・針師・案摩師・咒禁師・薬園師・染師・吹角師・鉦鼓師・鑄銭師・造銭形師・造瓦師・調綾師等がある。これらの諸師は、大別して品官と才伎長上、略して才長上・長上ともいわれる雑任である。前者の品官とは、主要な官人に付随する「雑官人」である。一方、後者の雑任とは、官人（官司の4等官）と品官の職事官を補助する官吏で、官位が6位以下で、とりわけ初位に多い才伎長をさす。

ところで、弩師をその職掌で眺めると、上記の諸師に共通する性質と相違する性質をもつ点で注目される。先ず第1の職掌を示唆する資料を列挙してみると次の如くである。

令教習戰射（後漢書巻6、孝順紀・魏志巻30、鮮卑伝注所引魏書）

黃文貞泉、能習弩術、望請、補之弩師、勤修武術（三代格、貞觀12年7月19日格）。

歴試其術、高市金森、誠堪為師、望請、以件
金森、補任弩師（同格、貞觀13年8月16
日格）

（権史生鷹高）松雄、頻習兵弩、良堪為師、
望請、遷補弩師、令伝其術（同格、貞觀12
年5月19日格）

人機調・習機発（承和5年7月25日格・寛
平7年12月9日格）。

雖有弩機、無師調習（昌泰2年4月5日格）。
以上にみられる資料は、弩術（兵弩・弩機・武術
とも表現）を調習することを共通要素としている。
従って、ここから要約できることは、弩師とは弩
生に戦射技術を教習する官吏である、となる。

次に、元来弩を製造する技術は、工匠が造弩に
堪える生徒に教習させる内容であり、オペレータ
ーともいうべき弩師の職掌に含まれるものではない。
その実体例は、天平5年における出雲国節度
使符（天平6年出雲国計会帳所収）にみえる

為教習造弩追工匠2人状。

造弩生大石村主大國、付前様却還本郷状。

の注記によって明らかである。ところが、「機巧
之思、頗超群匠」えた嶋木史真が新式弩機を発明
した¹⁶⁾様に、工匠のもつ技術を超える者が時たまで
はあるが現われる。かかる貴重でかくれた技術保
有者に秀れた弩射能力を兼ねた人材を求めだした
のが貞観時代だった。前記した鷹高松雄は「善く
弩を作るを以て」弩師に補任されている。従って、
ここから弩師は、弩生に造弩技術を教習する官吏
である、といえる。

9世紀後半に入ると、新羅海賊の侵入を極度に
心配した政府は、新羅に近く且つ弩師設置の日本
海縁辺諸国に、次の如き命令を出している。

勅、令因幡・伯耆・出雲・隠岐・長門等国、
調習人兵、修繕器械、戒慎斥候、固護要害。

灾消異伏、理婦仏神、亦須境内群神班幣、¹⁸⁾
於四天王像前、修調伏法。以耆龜告可有辺警也。

もともと諸国配備の官器仗は、修理・新造何れの
場合も国司の管轄下にあった。即ち、職員令大國
条の守の職掌に、「兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝
馬・烽候」の内容が規定されている。その実体は
前記天平5年の節度使符の中に

同年10月11日符1道 造兵器別当国司目
正8位下 小野臣淑奈麻呂状。

同年8月20日申送公文4巻2紙。修理古兵

帳1巻。新造兵器帳1巻。

同年10月6日進送兵器帳5巻。修理旧兵帳
1巻。新造兵器帳1巻。

等の注記が存在することで明らかとなる。しかし、
兵器の中で弩の製造は特別の技術を要したので、
採材は勿論のこと、修理に際しても国衙で処理不
能となる場合には、中央から技術者を派わしたで
あろうし、或いは修理・破損の弩を造兵司・兵庫
寮に送ったであろう。臨戦下であれば兵器の修理
は国衙で行なわねばならないから、精巧な兵器の
弩は発射技術に秀れた弩師の相当になったと推測
される。前に掲げた元慶2年の勅に該当する国は、
貞観11年から17年にかけて弩師を設けた7ヶ
国中の5ヶ国を占めている。このことから推して、
勅文中の「修繕器械」の中に弩が含まれるといえ
よう。又、弩師が造弩技術を弩生に教習する点と
考え合わせると、弩師が弩の修繕技術を弩生に教
習したであろうことは疑うべくもない。よって、
弩師は弩機の修理技術を弩生に教習する官吏であ
る、といえる。

律令制度下にみられる諸国の軍団所属の兵士は、
大毅以下の武官と国司の指揮下にある。雑任の弩
師は軍事作戦上の機密に与られないから、高度な
作戦の技術指導にはタッチできなかった。がしか
し、寛平6年9月に侵入した新羅賊徒に対して、
島守善友が採った作戦は、前述した様に連弩射法
で弩師が弩生に指導する弩術と一致する。又前記
した鷹高松雄は、才略が豊かなことを条件とし
て弩師に任じられている。この「才略」とは、『
漢書』明帝紀にみえる「性至孝、有文武才略」と
同義であり、「才智武略」の省略表現である。と
すれば、「才略」が「すぐれた智慧と絶妙な謀略」
の意味に解せられる。この解釈に大過なしとす
れば、弩師の資格の1つに「才略」があげられ、
この才略を以て弩生に弩術を指導する一面が窺え
るのである。従って、弩師は作戦要務としての弩
による戦略学を弩生に指導する官吏である、とも
いえる。

これを要するに、弩師とは「弩を発射すること
を掌る人なり」¹⁹⁾という説明や、「威力ある兵器の
弩弓の技術指導者である」²⁰⁾という説明、或いは「
弩を造ることを職とする人」²¹⁾という解釈は、何れ
も弩師の職掌の一面を指摘したものであって、そ
のすべてに亘る適切な説明ではない。そして又、

すべて師といふのは技術の官吏、博士といふのは今日の如き学位ではなく、教授の職、生といふのは其の道を習得するもの、即ち学生であって、往時は学生も官吏であったのである。²²⁾

と決論づけられた岩橋小弥太氏の、「師」に関する説明も、弩師については陰陽師・医師・針師・算師を除いて「技術の官吏」という範疇において正しいといえる。

律令制度の下では、官人は文官と武官に大別される。所謂、文官と武官の相違は帯剣の有無によるのであり、前者が剣を佩びない官人であり、後者が剣を佩びる官人であった。殊に、外来客の接待をする大宰府官人には儀仗のため、又畿内守護の三関国の官人及び天皇護衛の内舍人には帯剣することを法律で義務づけられている。公式令内外諸司条に

五衛府・軍団及諸帶仗者、為武。太宰府・三関国及内舍人、不在武限。自余並為文。

とみえる規定により、武官とは衛府・馬寮・兵庫寮の官人と軍団及び帶仗を許可された者を指すことがわかる。

律令の条文を解釈する明法家の説によると、「武」の解釈は、古記が

馬寮・兵庫・諸物部等也。防人亦為武。

といい、令義解が

馬寮・兵庫等は也。

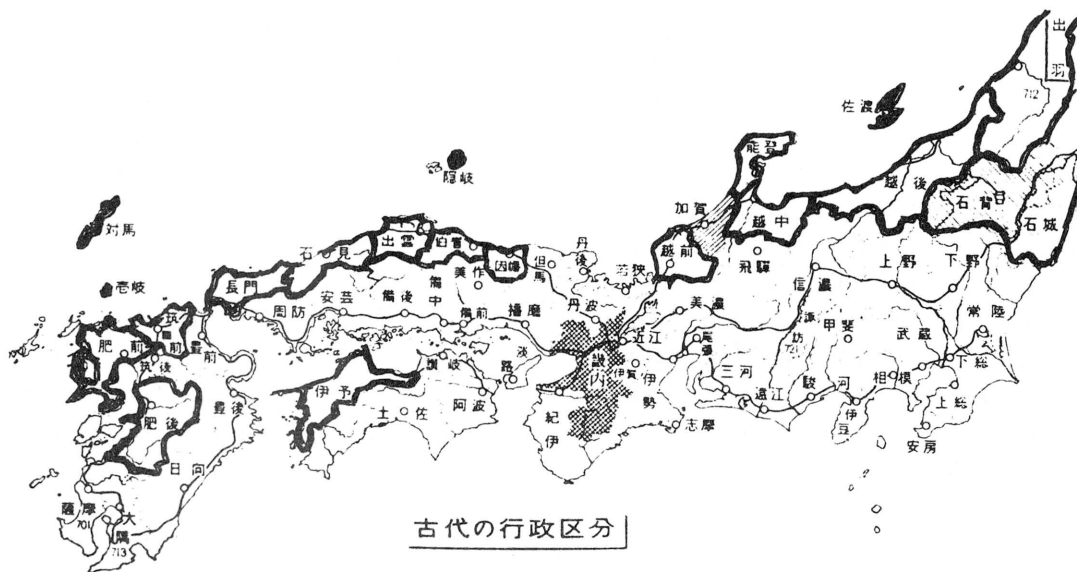
といい、穴説が

除五衛府・軍団之外、武官者、如令釈之。

といった具合である。成立の早い古記に基くと、奈良朝から行刑に関与する刑部省管轄下の物部と辺境の第一戦を守備する防人が、衛府官人と同じ武官とみなされた。尤も、厳密には四等官に当たる官人が武官であり、そうでない物部や防人は武人である。官人の職掌を規定した職員令によれば、兵部省の長官である卿は、内外武官の名帳及び兵士以上の名帳を領掌する。軍団の毅と同じく兵士の教習に与かる弩師は、補任されると弩師補任帳

諸道別弩師補任図一覧表と図

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 西海 大宰府・老岐・対馬・肥前・肥後 | 6. 南海 伊予 |
| 2. 山陰 隠岐・出雲・因幡・伯耆・石見 | 7. 京 兵庫寮 |
| 3. 北陸 佐渡・越後・能登・越前・越中 | |
| 4. 東山 鎮守府・陸奥・出羽 | |
| 5. 山陽 長門 | |



に記録され、兵部卿の管轄下に入った。弩師は蝦夷対策の特別軍管区である鎮守府の雑任（武官待遇）の事例もあることからみて、武官に想定してよいと考えられるのだが據るべき資料がない。

しかし、弩師が補任された国々を別掲図表で眺めると、延喜14年に上進された三善清行の意見封事に

縁辺諸国、各置弩師者、為防寇賊之来犯也。と明言していることから知られる様に、外敵の侵寇に接する辺要の特別警戒地域にこれらは当たっている。特に、辺要国の両雄太宰府と鎮守府には、延喜兵部式の国々帯仗項を参考にすると、坂東国を含めて郡司並びに書生等に加えて、品官・史生・使部・得考書生に帯仗が許されている。この点から、弩師のみが帯仗を許されなかったとは考えがたい。寧ろ、弩師は帯仗を許された人々よりも、国衙・軍団内にあっては兵士と接し、且つ一旦緩急時において軍の作戦活動に参加する人であると思われる。従って、弩師が武官で固める中央の兵庫寮に設置されたことは、技術武官であったが故の事情によるものである。又鎮守府設置後間もない宝亀年代から一時兵部省より式部省補任の規定に改められるが、大同の年に入って兵部・式部両省による二元補任となり、変則的な統轄系統の中に入っている。この事実は、弩師が文事の官に限定できなかった職掌の一面を物語っている。

いまひとつ参考となるのは、『三国史記』巻第40、雑誌第9、職官下の武官項にみえる「弩幢主」と「弩幢」である。かつて南朝鮮の大和國家の戦略基地任那府が、新羅の圧倒的な弩兵の投入によって亡びた歴史がある。中国の律令制度を早くから受容し、軍事改革を断行する中で兵部省の設置を行なった新羅は、弩の整備においてわが律令政府よりもかなり進んだ政策を採っていた。即ち、法興王の治世下に入って新羅は、任那日本府を亡したあと軍官組織の改編を断行して軍勢力の強化を図った。その初期の軍官組織の整備を経てできた軍団に法幢軍団がある。組織官職名に連の「法幢」の名称を付した主・監・頭上・火尺・辟主がある所から軍団名を残す法幢軍団は、法興王（514～540）薨後真興王・真智王2代39年を歴たあと、真平王（579～632）治世下の54年間において活躍した。就中、法幢軍団中の弩兵を以て編成した特別機甲部隊に当る

弩幢は、その精鋭を以て隣國の大唐にまで名を知られた軍の代名詞であった。特別機甲部隊に編成された弩兵部隊の武官名は、弩幢主・弩幢監・弩幢頭上・弩幢火尺・弩幢辟主の5種であって、その定員は15・45・45・45・135即ち計285人の数に上る。新羅国内の要害に設けられた関門には数1000人の弩士で守備したという『新唐書』新羅伝が誇張であるとしても、1関門守備の弩兵が1法幢軍団の3倍強であった事実は、1関門1000人余の弩士充当という仮定の条件を以て現実の配備状況を考慮して疑えないものであろう。所謂、関門守備兵力の中核が弩士でしかも守備兵力中の絶対多数を占める表現を採る新羅伝から推すと、軍団の中に占める弩兵も亦軍団兵力中の重鎮となっているものとみななければなるまい。

この弩幢について、井上秀雄氏は次の様に述べられている。

雲梯幢、幢衝、石投幢、弩幢の四部隊はその名称から特殊兵器を中心とする部隊であろう。中でも弩幢は新羅が誇る特殊兵器で、唐帝の高宗にまで知られ、その特技を高宗に披露したことさえ伝えられている。また兵部には弩を冠した弩舍知、弩幢の官職名が存し、いかに新羅が誇り、重要視していた兵器であったかを知りえよう。新『唐書』新羅伝には「其国連山数十里、有峽固以鉄闔、号関門、新羅常屯弩士数千守之」とあって弩幢が新羅の中核兵団として伝えられている。しかし、弩幢そのものの盛衰とともに職官志兵制の時期と、その兵制のもつ性格が前代のものと異なって、唐制度移行の傾向を示唆するものとして注目される。²³⁾

新羅では、法興王以後数回に亘つて軍事組織の改革を重ねているが、武烈王8年（661）には高句麗・靺鞨連合軍により漢山城を撃破され、補修工事を施す一方城内に「弩砲」を設け、圧倒的な敵軍を後退させたという記事、又文武王9年（669）冬の記事は、弩に関わる新羅の実状をよく示唆している。

① 唐使到伝詔、与弩師仇珍川、沙飡廻、命造木弩、放箭30歩。帝問曰、聞在爾国、造弩射1000歩、今纔30歩何也。対曰、材不良也。若取材本国、則可以作之。

- ② 天子降使求之。即遣福渼大奈麻献木。乃命改造。射至60步。問其故。答曰、臣亦不能知其所以然。殆木過海、為濕氣所侵者歟。天子疑其故不為、劫之以重罪。而終不尽呈其能。

米 米 米

- ① 唐の遣新羅使が来訪して唐帝高宗の詔文をもたらしした。その文によると、沙湊の爵位をもつ新羅人廻は、弩師である唐人仇珍川と共同して、弩機を作るよう命をうけた。そして、完成した弩を試射すると、矢は発射地点から30歩の所に落ちた。そこで高宗は、私の聞いた話では新羅における弩の試射には1000歩の所に達するというが、今見たところではたった30歩でとどまったのは何故か、と尋ねた。この質問に応じて廻が、弩の材料が悪いからです。もし新羅産の木材を取寄せますれば、〈1000歩に達する〉弩を作ることができます。と言った。
- ② 高宗は、早速使を新羅に弩製作用木材買付の為に送った。新羅では、要請に応じて福渼大奈麻を遣わして、弩機用の木材を献上した。そこで高宗は、新材料で弩の製作を命じて完成させた。ところが、今度は試射すると60歩に漸く達するだけだった。そこで高宗は詰問して不良の結果をなじった。廻は、私もまた何故こんな結果になったのかわけが分かりません。材料の木がみんな海上輸送の為に湿気を含んでいるせいでしょうか、と言った。高宗は廻の釈明の中に誠意があることを疑い、厳しく糺して重き罪に処した、という。

ここで、①の記述部分から新羅における弩の新製品には1000歩に達するか否かの機能試射が実施されていたこと、次に弩師が弩機製作に関与したこと、第3に新羅国内には弩機用の良質木材が産すること等が窺知される。②の記述部分から、弩の製作にはよく乾燥させた材を撰ぶべきこと、新羅の遣唐使には大使の侍従として弩機製造に堪能な武官を随行させていたこと等がこれ又窺知される。『三国史記』の要約した断片記事から、当時新羅では弩機生産に際し、到達度700メートル(1000歩)という直進性能の高い製品規準を設け、厳しい監督・検査の下に量産を行なう軍事産業の育成に努力している姿を認めることができるのではあるまいか。

話が横道に外れたので本筋に戻そう。新羅ではわが天武天皇朝成立以前に弩兵の大部隊を編成し、弩幢主～弩幢辟主の5種に及ぶ武官を擁していたことを知った。これら5武官は、軍官名であって弩師の軍官名と同じでないので、その職掌を異にするとは必ずしも言えない。前に検討した如く、弩師は弩生に戦射技術・造弩技術・修理技術を指導し、併せて戦略学をも教習させる軍事要員である。単に技術指導にのみを以て職掌のすべてとする軍事要員ではなかった。通常、軍事行動を採る場合、兵士と区別する将校としては、作戦の決定と結果に基く責任を担った指揮官と指揮官に作戦の立案・評価・予想される効果を提示する作戦将校と作戦将校の提案に基き決定した指揮官の命を受けて部隊の行動を採る実戦将校と作戦に必要な兵器の調達・不良兵器の修復活動を担当する技術将校が存在する。何れも戦闘要員の一般兵士とその立場を異にした、高度な博識・判断力・技術に加えて責任を負う将校である。このような軍事要員を武官と称する。新羅の5武官からわが弩師を考えると、弩の国家安全対策に寄せられる期待が新羅と共通している点に基き、武官の要素が髣髴と浮んでくる。

さて、弩師は『類聚三代格』に載る弘仁3年4月2日官符にみえる鎮守府官人定数令即ち、

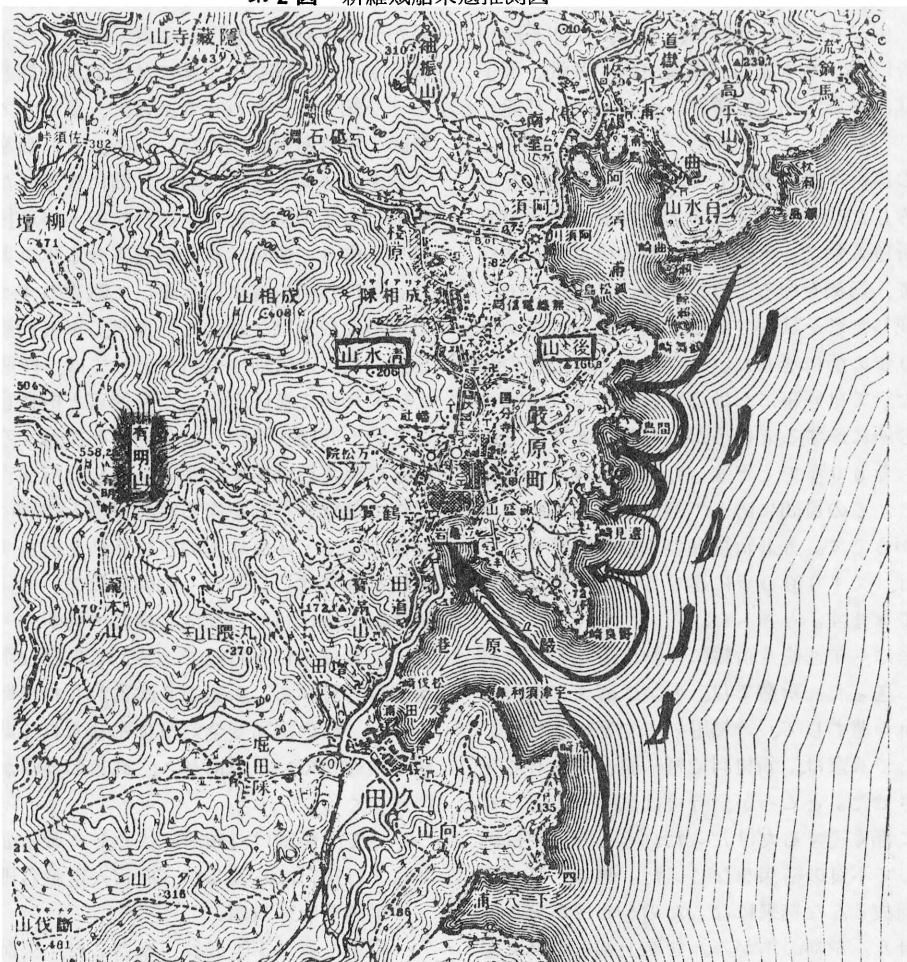
定鎮守府官員事。

將軍1員、軍監1員、軍曹2員、医師・弩師各1員。

右被右大臣宣稱、奉 勅、鎮兵之數、減定已訖。其鎮官員數、宜依前件。

の格によって、弩師補任制度の定着第1段階を経て補任された。その後、陸奥・出羽に「制」として弩師の任限が定められ、相ついで太宰府に弩師が復活されて、弩師制度が充実してくる。対馬の場合、嘉祥2年(849)2月に最初の弩師が補任されて貞観年間の前に一時停止し、貞観12(870)年8月に復活をみた。その後、寛平6年の8月まで、伯耆・石見・肥前・佐渡・越後の諸国即ち、新羅に近接する北部西海・山陰・北陸の諸道に弩師の新設をみている。そして、新羅賊船の活動する寛平6年7年に亘って、能登・太宰府(増員)・越前・伊予・越中の諸国に弩師補任が続く。その補任国をみると、大宰府の定員増と相俟って瀬戸内海の伊予に及んでいる所が目され

第2図 新羅賊船来寇推測図



る。『類聚三代格』寛平7年11月2日の太政官符によれば、伊予国の解文に

夫兵器之要、莫先於弩。而所有之弩、機牙差誤。

という理由を以て現任の史生1員を廃して、その代りに弩師設置をしたことが知られる。その設置に積極的理由を述べていないので解文要請の事情が明らかでないが、敢えて推測するならば、新羅賊徒の侵入を警戒した予防対策ではなかったか。この推測に大過なしとすれば、伊与国の弩師補任は、寛平6年事件の影響をうけるものといえよう。

5. おわりに

以上に検討を重ねてきた寛平事件で、1つだけ残された問題がある。それは、賊徒の上陸した地点が一体何処であったかということである。『大日本地名辞書』対馬国、島分寺の項に『扶桑略記』を引き、

按に寛平6年の来寇は、島内何地に接仗せしにや詳ならず、其島分寺僧の之に従軍したるを以て、仮に此に係く。

と述べている。確かに『扶桑略記』に引く太宰府日記から、当時賊徒が何地に上陸したかは不明である。しかし、6人の将軍が2500人近くの部下を引率しての統一行動であることを考えると、島の中樞国府を目指しての侵寇とみてよさそうだ。国府を守る文室善友の水際立った兵士の指揮や島分寺の上座であった僧面均を押領使としている様子は、どう解釈しても国府と島分寺の近くの描写とうけとれる。又100人の軍兵の20番編成や弱軍40人の陽動作戦などは、国府を離れて島守善友が採った行動として無理である。そうだとすれば、賊船は阿須湾の沖合から鶴舞崎～野良崎に及ぶ海上と厳原港外に集結したものと思われる。その理由は20番に編成された5人1組の小分隊

が、賊徒の上陸する地域に分散して派遣されている。これは恐らく、現在の厳原町東部の丘陵地帯となっている後山の北部から野良崎灯台にかけての上陸可能地点を確保する為ではなかったか。海岸線約2000メートルに達するその範囲を最小兵力で、崖でない上陸地点はそう多くない。従って、派遣された防人は少数だが地の利を得た陸上から賊徒を狙い打ちできる好条件の場所を陣取ったものではあるまいか。そして、賊徒の主力は厳原港内に入り込み、南北に通じる水路の東側に上陸し、西側清水山麓に屯する日本守備兵と対峙したものと考えられる。その理由は、豊丹春竹が弱軍40人を率いて「賊の前に度」っているからである。そして、賊徒と守備兵は水路を挟んで射戦に及んでいる。わが守備兵は直進性の高い弩の使用で戦況を有利に運んだ。敗退の賊徒が山上に逃げるのは、後山丘陵を越えて海岸に出る為であり、海中に飛込んだ連中は、追いつめられて厳原港外の出先の野良崎の崖から投身したのではないか。この様に私は想像している（第2図）。

これを要するに、寛平6年事件は辺境防衛のわが防人軍の圧倒的勝利に帰した。勝因の第1は不断の警戒体勢が上陸軍の情報を早く察知した為である。第2は島守の英知に富んだ弩射戦法が功を奏したことである。第3は非常時に備えて弩師の厳しい実戦訓練の教習に与かっていることである。とこんな風に、限られた資料を活かして考えてみた。大方の御叱正を乞う。

註

- 菅家文草巻第8 策問に「問秀才小野美材文2条」があり、寛平4年に「明氏族」と「弁地腹」の試験題目が知られる。
- 新羅本紀第11に、憲康王6年9月9日、「今之民間、覆屋以瓦、不以茅。炊飯以炭、不以薪」といった王の発言に、「上即位以来、陰陽和、風雨順、歲有年、民足食、辺境謐靜、市井歡娛、此聖德之所致也」と応えた侍中敏恭の言葉がみえる。
- 福田芳之助 『新羅史』若林春和堂大正2年刊345頁。
- 師守記 貞和3年12月17日条に「准寛平6年4月、新羅賊例、奉幣12社」と記し、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・大原野・稻荷・春日・大神・大和・住吉・広田の12社名を挙げている。
- 類聚三代格 寛平6年8月9日太政官符「応依旧差遣対馬嶋防人事」
- 仁井田陞著作の『唐令拾遺』では僅かに2ケ条の文が残るのみである。
- 「対馬の文化財—古代の遺産—」昭和53年杉屋書店刊。213～215頁。
- 養老軍防令第2条には「凡兵士、各為隊伍」と規定され、『令義解』には「50人為隊也。5人為伍也」と解説されている。従って、令制の「伍」に当る軍の最小組織に当る。
- 孫子本伝に「今梁趙相攻、輕兵銳卒必竭於外、老弱罷於内」とみえるが、老弱が年令の相違を示した戦闘能力の低い意味を示した兵として表現されている。又、葉子の変に際し、平城上皇は嵯峨天皇の派遣した坂上田村麻呂指揮下の輕銳卒に邀えられて、皇位奪取の希望を断たれた記録がある。この時の「輕銳卒」は「甲兵」とも『日本後紀』に記されているので、甲を身につけた兵士を指している。従って、弱兵は「甲」をつけないを兵士で、年令弱冠の軍兵を意味するのであろう。
- 続日本後紀 承和4年2月辛丑条にみえる陸奥国言。
- 傳玄の晋宣武舞歌4首の中に、「劍為短兵、…弩為遠兵軍之鎖」とみえる。
- 対馬では20年前の嘉祥2年(849)2月に、弩師の設置があったが間もなく交代要員がない為か補任されないまま過ぎしてきた。
- 同句はそのまま『明文抄』5、武事部に引用され、1字の改竄例としては『日本書紀』壬申の乱の戦闘描写に「列弩乱発、矢下如雨」があり、2字の改竄例には『魏志』巻18、典章伝に「賊弓弩乱発、矢至如雨」があり、3字の改竄例には『旧唐書』巻120、郭子儀伝に「俄而弓弩齊発、矢注如雨」があり、前句のみの1字改竄例には『新唐書』巻188、楊行密伝に「車弩乱発」がある。
- 「令外官弩師小論」昭和41年度研究論文集・第4回大阪府私家振興教育研究所刊。
- 「戦力兵器弩の及ぼした影響」月刊歴史教育14号。
- 曾我部静雄（「日唐の品官」律令を中心とした日中関係史の研究所収）。
- 続日本後紀、承和2年9月乙卯条。
- 三代実録、元慶2年6月23日条。
- 朝日新聞社本続日本紀、天平宝字6年4月辛未条の「弩師」頭註。
- 太田英比古「陽成帝朝前期に於ける新羅寇卒への危機意識」政治経済史学100号。
- 諸橋轍次「大漢和辞典」弩師の項。
- 「職官新志」上代官職制度の研究所収。
- 「新羅史基礎研究」168頁。